

岩松北地区コミュニティバス「こうめ」の車両変更について

1 協議理由

岩松北地区コミュニティバス「こうめ」は、平成 20 年度の運行開始以降、地域住民の「暮らしの足」として、その役割を果たしてきました。

しかし、使用車両は、運用を開始してから、11 年が経過しており、老朽化による不具合が度々発生しています。加えて、運行ルートに狭あい箇所があることや、乗車定員と利用者数に乖離がある等、車両サイズが、実態にそぐわない状況になっています。

こうした不具合発生の解消とともに、車両サイズを実態に合わせるため、車両の更新を予定しています。

ただし、選定車両は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」で定められた、車いす対応が困難であることから、バリアフリー法の適用除外申請をするため、本協議会にて選定車両の承認をしていただく必要があります。

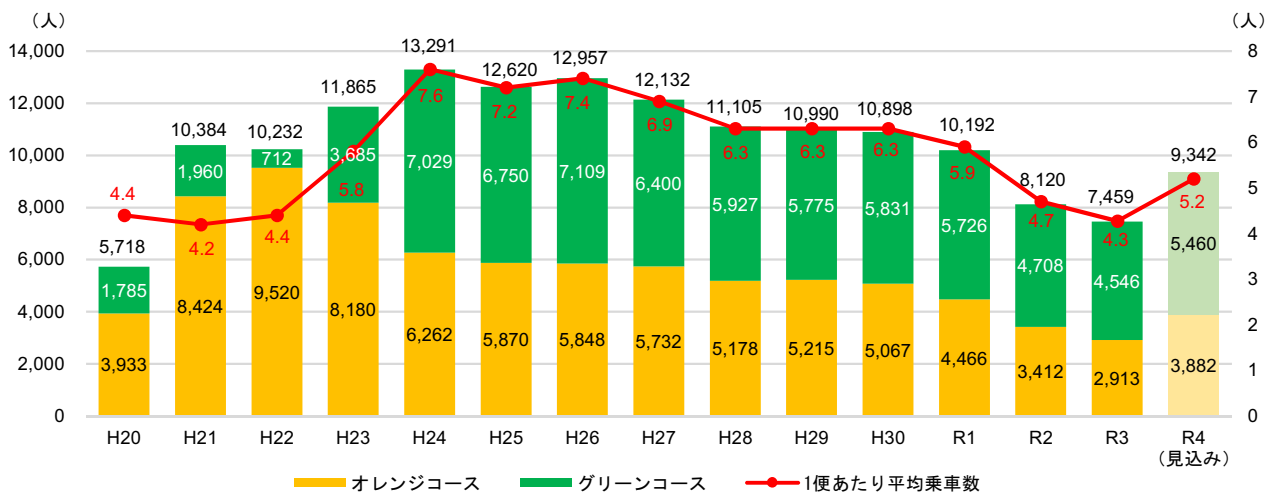
2 運行状況

(1) 概要（詳細は、別添チラシの通りであり、変更はありません。）

ルート	<オレンジコース> 岩本山公園～柚木・富士駅～岩本山公園 <グリーンコース> 岩本山公園～堅堀駅入口・富士駅～岩本山公園
運行距離	<オレンジコース> 10.9/10.8km <グリーンコース> 14.3km
停留所数	<オレンジコース> 30 カ所 ※1 便は 27 カ所 <グリーンコース> 43 カ所
運行日	月曜日～土曜日 午前 7 時台～午後 5 時台
運行本数	12 便（各コース 6 便）
運賃	300 円
運行事業者	石川タクシー富士株式会社

(2) 利用者数

令和 2 年度、令和 3 年度は、コロナ禍の影響もあり、大幅に利用者が減少しました。今年度は回復傾向にありますが、コロナ禍前の水準には戻らない見込みです。



(3) 乗降調査結果 (令和4年5月実施)

下表は、各便におけるバスに乗車している人が最も多かったときの人数を示したものです。調査期間における最大乗客数は7人でした。

富士駅行き	1便	2便	3便	4便	5便	6便
5月21日 (土)	0	4	3	7	2	0
5月24日 (火)	3	2	5	3	1	1
5月26日 (木)	3	3	7	3	1	1

(人)

岩本山公園行き	1便	2便	3便	4便	5便	6便
5月21日 (土)	2	0	2	2	4	1
5月24日 (火)	0	3	3	3	7	7
5月26日 (木)	0	0	6	2	7	6

(人)

(4) 車いす利用者の利用者数

車いす利用者による「こうめ」の利用は今までありません。 ※運行事業者に確認 (R4.9)

3 選定車両

	選定車両	現行車両
車種	<p>トヨタ ハイエスコミューターDX</p>  <p>※車体は専用ラッピング予定</p>  <p>全長 5,380mm 全幅 1,880mm 全高 2,285mm 重量 2,220kg</p>	<p>いすゞ ジャーニーJ</p>   <p>全長 6,980mm 全幅 2,100mm 全高 2,810mm 重量 5,420kg</p>
乗車定員	<p>14人 (客席13人) ※差数は運転手</p>	<p>37人 (客席13人) ※差数は運転手及び立ち乗り可能数</p>
導入時期	令和5年1月予定	平成23年8月
運行事業者	石川タクシー富士株式会社	石川タクシー富士株式会社

選定理由

- ・道路の狭い箇所を運行しており、対向車がすれ違うことが困難である等、小型バスでの運行は望ましくないため、やむを得ずバリアフリー法に適合していない車両（乗降口、車いすスペース、通路幅が不足）を選定しました。
- ・「こうめ」を協働で運行している岩松北地区から、『客席数は、可能な限り維持したい』との強い要望があり、選定車両は、現行車両の客席数を維持することができます。
- ・車いす利用者は、予備車両として配置するバリアフリー基準適合車を用いて、予約に応じて対応することができます。
- ・他地区で、同タイプの車両が運行しています。（富士南地区「みなバス」）

4 車いす利用者の対応（案）

● 利用日の前日まで

車いす利用者は、利用する日とダイヤ、バス停を運行事業者（石川タクシー富士株式会社）へ電話で予約をする。

● 当日

- ・運行事業者は、予約のあったダイヤに合わせて、車いす対応タクシー*を追加便として配車する。（通常の「こうめ」車両と車いす対応タクシーの2台と一緒にバス停に来る。）
- ・2台と一緒に「こうめ」のルートに沿って運行する。

*車いす対応タクシーとは・・・

運行事業者である石川タクシー富士株式会社は、車いす対応タクシーとして、「ユニバーサルデザインタクシー」を11台保有（R4.8.1現在）しており、利用日の前日までの予約に応じて「こうめ」の追加便として運行することが可能です。

運賃は、他の利用者と同様の大人300円（障害者手帳所持者150円）となります。

《イメージ図》



5 その他

今回の車両の更新は、事前に地元の岩松北地区に説明を行い、選定車両や車いす利用者への対応方法の了承をいただいています。

また、実際に選定車両で運行する際には、車いす利用者の利用方法について、チラシの配布や、必要に応じて説明会を開催する等により周知を図ります。

参 考

バリアフリー法について

- ▶選定車両のように乗車人員が 11 人以上の車両で乗合バス事業を行う際には、バリアフリー法に基づき、車いす利用者に対応した設備を設けることが求められています。

バリアフリー法

第 8 条 公共交通事業者等は、(中略) 車両等を新たに事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等を移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令(以下、省令)で定める基準に適合させなければならない。

省令

第 37 条第 2 項 (バスの) 乗降口のうち、一以上は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 スロープ板その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。

- ▶一方、選定車両は車いす対応の設備が設けられないため、バリアフリー法に基づいた基準を満たすことができませんが、省令第 43 条には、特別な事由により車いすなどの対応が困難なバス車両については、基準の適用の除外を申請できることとなっています。

省令

第 43 条 地方運輸局長が、その構造により又はその運行の態様によりこの省令の規定により難しい特別な事由があると認定したバス車両については、第 37 条から前条までに掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該バス車両ごとに指定したものは、適用しない。